

令和2年度実施施策に係る政策評価書

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実					施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2020	政策評価実施時期	2021年8月		
施策の概要	・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。 ・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020				
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。 (1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成					担当部署・作成責任者名	長官官房 児嶋 洋平 総務課長、黒川 陽一郎 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、金城 慎司 人事課長 技術基盤グループ 遠山 真 技術基盤課長 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長 原子力安全人材育成センター 大向 繁勝 原子力安全人材育成センター副所長				
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること										
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度				
	当初予算(a)	-	-	-	-		3,059				
	補正予算(b)	-	-	-	-		-				
	繰越し等(c)	-	-	-	-	▲ 99					
	合計(a+b+c)	-	-	-	-	2,960					
執行額(百万円)	-	-	-	-	2,306						
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1. (1).】	- (-)	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。			A
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1. (1).】	- (-)	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。			A
3	職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1. (3).】	- (-)	-	-	-	-	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。 ※新卒採用者に対する女性割合は34%、障害者雇用率は2.8%であった。			B
4	職員の確保と育成 (海外機関への派遣者数) 【PDCA管理番号:1. (3).】	- (-)	-	-	-	-	3人	職員の国際活動に係る力量向上のためには、国際機関や海外の規制機関等への職員派遣等により、若手人材の国際活動の経験の獲得を促すことが必要である。このため、海外機関等への派遣者数3名を達成できたかを目標とする。			B
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1. (3).】	- (-)	-	-	-	-	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数を2500人を目標とする。			A
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成				

<p>6</p>	<p>令和2年度重点計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:1. (1).】</p>	<p>(独立性・中立性・透明性の確保) ・原子力規制委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じた上で定例会及び臨時会議の開催を継続し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行うとともに、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。 ・自動文字起こし結果の公開については、運用に差し障りがあるような課題は生じず、安定的に実施した。 ・ホームページのリニューアルについては、庁内では、検討チームを再編し全庁的な調整を継続して実施している。契約締結も完了し、5年間の安定的な体制を整えた。詳細設計検討を1月末に完了し、2月から構築作業を開始する予定となっている。現時点においては問題なく、次年度一般公開に向けた見通しが立てられている。 ・アーカイブ検索システムについては、令和2年度は庁内向けに運用を開始しており、一般公開に向けて職員からの意見収集及び反映を行った。公開後、アンケート調査を実施する予定。 ・次期行政LANシステムの導入に向けて、資料への固有番号、情報付与の設定を念頭においた検討を実施した。今年度中の試行が困難となったため、次年度以降にルール作りを実施する。 ・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツとして、審査結果について説明する映像や、東京電力福島第一原子力発電所事故から10周年の節目として原子力規制委員会の取組を振り返る映像などを制作、公開する見込み。</p> <p>(外部とのコミュニケーションの充実) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来は行われず、予定されている会合等の延期や中止等の判断がなされたが、オンライン会議の活用により必要不可欠な意見交換や議論等を行った。米国NRC、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA(国際原子力規制者会議)、IAEA/CSS、OECD/NEA/CNRA、TRM(日中韓原子力安全上級規制者会合)等の多国間の枠組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の原子力施設の運転状況や規制上の対応について等の情報交換を行ったほか、必要に応じて東京電力福島第一原子力発電所の状況について情報提供を行った。また、国際アドバイザーとの意見交換について、これまでの対面形式とは異なる形態を検討し、11月25日にオンライン会議を利用した方法で実施し、日本原燃(株)六カ所再処理施設の事業変更許可、新検査制度の運用状況について意見交換を行った。 ・CEOとの意見交換を計4回(9/9関西電力、11/18日本原燃(株)、12/2北海道電力、12/21東京電力)、CNOとの意見交換を1回(7/10)、ATENA(原子力エネルギー協議会)との意見交換を計6回(前年度開催1回を含む)開催するとともに、鹿児島県において委員による地元関係者との意見交換及び現場視察(12/11~12)を行うなど、被規制者等とのコミュニケーションの充実に努めた。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響のためテレビ会議システムを活用して炉安審・燃安審を計2回(6/5、12/15)開催するとともに、原子力規制委員会による新たな調査審議事項の決定、並びに新たに地震・津波等の自然ハザード関係の調査審議を行うための審査委員等の新任及び部会設置等を行うなど、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。 ・地方自治体への対応として、コミュニケーション改善チームを設置し、情報共有を図るなど改善に向けた取組を行った。 ・コールセンターを設置することにより、一般の方に対して適切に説明をすることができ、ホームページ受付フォーム等の問合せに対しては、所管課室に振分けを行うなどして適切に回答することができた。</p> <p>(安全文化の育成・維持) ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施した。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込んだ。 ・安全文化の育成・維持に向けた5か年の行動計画として「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年7月15日原子力規制委員会決定)を策定し、同行動計画に基づき、職員へのアンケート調査及びインタビュー調査、委員と職員との対話、原子力安全文化に関するセミナーを実施し、「安全文化の壺」(安全文化の実践ガイド)についても記載の充実化を進めた。また、令和3度以降の安全文化の自己評価の改善に向けた検討を進めた。 ・上記行動計画に基づき安全文化の自己評価を実施するために必要な専門的知見等を得るため、外部機関との請負契約を締結し、アンケート調査及びインタビュー調査を実施した。調査結果については、マネジメントレビューに報告した。 ・核物質防護措置に係る審査基準の改正(平成31年4月)により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内においては、新型コロナウイルス感染症対策に起因する制約の中にあっても、新規に着任した職員を対象に同教育を実施し、また、原子力規制検査等において事業者における同教育の実施状況の確認及び指導を実施した。</p>	<p>A</p>
		<p>(マネジメントシステムの定着) ・マネジメントシステムの組織全体への定着に向けた5か年の行動計画として「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」(令和2年7月15日原子力委員会決定)を策定し、同行動計画に基づき、主要プロセスを策定するとともに、主要プロセス毎のマニュアルの作成に着手した。 ・上記行動計画に基づき、令和2度はマネジメント規程を補完する文書の内、原子力規制委員会の所掌事務を網羅する主要プロセスを策定した。主要プロセスの一覧を含むマネジメント規程運用マニュアルは令和3年度中に策定することとしている。</p>	

令和2年度重点計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:1.(2).】

<p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、拠出金事業所管課、会計課、人事課、国際室が連携して各課の役割分担を明確化し、これに基づき、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。条約の関係では、廃棄物等合同条約(JC)の組織会合に積極的に参加するとともに検討会合に向けて国別報告書の作成等、必要な対応を行った。 ・ 国際基準等に係る知見を収集・分析し、技術情報検討会で規制への反映について検討している。その結果、当該年度に国内規制に反映すべきものはなかった。なお、関連条約への対応については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により原子力安全条約の会合が令和3年度に延期されたため、当該条約に係る知見は、廃棄物等合同条約に係る会合とともに令和3年度に得られることとなる見込み。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来は行われず、予定されている会合等の延期や中止等の判断がなされたが、オンライン会議の活用により必要不可欠な意見交換や議論等を行った。米国NRC、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA(国際原子力規制者会議)、IAEA/CSS、OECD/NEA/CNRA、TRM(日中韓原子力安全上級規制者会合)等の多国間の枠組みにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の原子力施設の運転状況や規制上の対応について等の情報交換を行ったほか、必要に応じて東京電力福島原子力発電所の状況について情報提供を行った。また、国際アドバイザーとの意見交換について、これまでの対面形式とは異なる形態を検討し、11月25日にオンライン会議を利用した方法で実施し、日本原燃(株)六ヶ所再処理施設の事業変更許可、新検査制度の運用状況について意見交換を行った。 ・ 核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)改訂検討のための、専門家会合(本年1月、IAEA本部)、法律・技術専門家によるオープン・エンド会合(昨年6月、ウェブ会議)に参加し、改訂の検討に貢献した。 ・ 2021年に予定されている改正核物質防護条約会合に向けた準備会合の議論に貢献した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。 ・ 日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。 	<p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等実施した。共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文書管理システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。 ・ 新規/中途採用者研修及び全職員対象のe-ラーニング等の実施により、適切な文書管理について、周知を徹底した。 ・ 中長期的な視点で組織構成の検討を行い、特定重大事故等対処施設及び地震・津波関連の審査や、新検査制度への対応など、原子力規制の適切な実施や、厳格な保障措置の実施のための体制強化等に係る増員を行った。 ・ 全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。会計検査院の決算検査報告においても指摘事項はなかった。 ・ 行政手続きについて押印原則の見直しを行い、押印原則等を定めている規則等の改正及びオンラインによる申請等を可能にするための規則等の制定を行ったほか、原子力規制庁に提出される見積書等の押印を省略できることとした。庁内手続については、物品取得請求等の原則電子決裁化により、業務効率化を図った。 ・ 第3次行政LANシステムの調達に向けて予定どおり調達仕様の策定を行った。また、調達手続を進め構築事業者を決定した。 	<p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、法務部門と関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。令和2年度中、訴訟事務は7件の地裁判決と3件の高裁判決が言い渡され、全体として51件の事件が係属中である。また、不服申立ては8件が裁決され、現在審理中のものは5件である。 ・ 訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書の作成を依頼し、令和2年度中に報告書7通受領し、訴訟上利用した。 ・ 法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査による指摘によって着実に改善を図った。また、法令立案研修を行い、各部署の立案及び運用能力の底上げを図った。 ・ 法令立案及び情報公開のマニュアル等の見直しを行った。
<p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員及び中途採用職員向け研修において服務規律に関する講義を各1回実施するとともに、12月の国家公務員倫理月間においてe-ラーニング研修を実施した。また、職員からの公務員倫理及び服務規律に関する質問や相談に対して随時対応・指導を行った。 ・ 令和2年度下半期(12月末現在)において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が30であった。また、幹部会等において超過勤務縮減に取り組むよう指導を行った。 ・ 長官及び人事課から、「男の産休・育休」プランの実施」として、令和2年4月以降に子供が生まれる全男性職員に、1年のうち合計1か月以上を目途に育児に伴う休暇等の取得計画を作成し取得を強く勧めるメッセージを发出了。令和2年4月1日以降に生まれた子を持つ男性職員15人のうち、20%(3人)が1か月以上の育児休業を取得している。(令和3年2月1日現在)そのほか、「パワー・ハラスメント防止について」、「夏季休暇及び年次休暇の取得促進」、「働き方改革推進月間の取組」、「国家公務員倫理月間における取組み」について周知を行った。 		

<p>8 令和2年度重点計画に定める職員の確保と育成に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 1. (3)】</p>	<p>(原子力規制人材の確保) ・定員充足率については、令和2年度開始時点で95%であったところ、令和3年1月1日時点の定員充足率は目標値(95%)を下回る結果となった。新卒採用者に対する女性割合は34%となった。 ・障害者雇用率を令和元年度と同程度の2.8%(令和元年度2.8%)とし、法定雇用率2.5%の達成を着実に維持している。 ・原子力規制人材育成事業について、平成28、29年度採択事業者において本事業による講義等の参加者にアンケートを行なったところ、原子力安全や原子力規制に関連する分野に興味を持った者の割合は約7割となり、目標の5割以上を達成した。昨年6月に対応した行政事業レビュー公開プロセスでは、採択実績のなかった学際領域からも採択を行うべきとの指摘を受けたことを踏まえ、9月から分野横断的な学際教育研究プログラムを最優先として令和2年度新規採択事業の公募を行い、審査の結果4件を採択したことについて12月に原子力規制庁から報告を受けた。令和3年度の早い段階で原子力規制庁から平成28、29年度に採択した事業の実績の報告を受け今後の実施方針を確認した後に、令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。</p> <p>(原子力規制人材の育成) ・海外留学について、令和3年1月現在の派遣者数は3人(人事院長期在外研究員2人、規制委員会在外研究員1人)である。人事院長期在外研究員1人、規制委員会在外研究員1人の計2名については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった。 ・英語力があり法律について知見のある事務系職員2人を、OECD/NEAの原子力法委員会(NLC)及び原子力法委員会/原子力安全の法的側面に関するワーキングパーティー(WPLANS)の委員として登録した。 ・廃棄物等合同条約における各国の国別報告書に対するレビューに関し、庁内広くレビューワーの募集をかけ、11名の参加登録を得ることができた。また、テレビ会議を利用した国際会議の際に若手職員を同席させることで、国際協力業務への資質のある人材育成に努めた。 ・集中型教育訓練課程に係る運用上改善が必要な事項として4月22日原子力規制委員会です承された研修期間及びOJTの見直しを8月までに行うなど、課程の改善・充実化を図った。 ・規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、5月から第3期集中型訓練生17名に対して教育訓練課程を開始し、令和元年度から教育訓練課程を受講していた第2期集中型訓練生7名について、任用資格を付与した。 ・研修の質の向上に向けた取り組みとして、教授法や研修評価手法について調査・検討を行い、その結果を踏まえ令和3年度から試行していく。 ・昨年6月に、希望調査に現在のポストの任用満足度(自己評価)を記載する欄を設けて記載を依頼した。調査の結果、満足31%、普通59%、不満足10%の結果を得た。 ・人事の参考とするため、職員の人事情報を格納した人事管理システムを構築した。年度内に検証を行う予定。 ・原子力規制企画課長をチーム長とし、庁内関係部署の職員をメンバーとする原子力規制事務所のサポート体制の充実・強化等に関する検討チームを設置した。 ・また、原子力規制事務所等から事務所サポート体制に関するニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署を特定し、原子力規制事務所との議論を行い、早期に解決可能な課題から対応を進めている。 ・50名の研究職員(重複含む)を共同研究に従事させるとともに、日本原子力研究開発機構安全研究センターに2名の職員を派遣し試験研究に専従させた。また、安全研究成果の公表については、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術ノート公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。さらに、日本原子力研究開発機構と連携し、同機構安全研究センター報告会において、原子力規制委員会職員により3件の発表を行った。 ・実施可能な研修内容の検討を行い、研究職員を対象に日本学術振興会のeラーニングを実施した。</p>				A
投入人員【人】	PDCA管理番号 1. (1)		44		
	PDCA管理番号 1. (2)		121		
	PDCA管理番号 1. (3)		92		
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり (B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、科学的・技術的見地からの議論の徹底、外部とのコミュニケーションの実施等により、原子力規制行政の独立性・中立性、透明性は適切に確保されている。 ・原子力規制委員会のマネジメントシステムについて、新たな5か年計画「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定して従来のものからの改善を行うとともに、職員へのアンケート・インタビューを通じて組織の抱える課題の把握を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により国際会合の延期やオンライン会議への変更等が生じる中、必要な意見交換や情報の収集・発信を行い、国際社会との連携を適切に維持した。 <p>ただし、定員充足率(目標95%、実績94.3%)、海外機関への派遣者数(目標3人、実績0人。新型コロナウイルス感染症の影響による)については、目標を達成できなかった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関しては、以下のような対応を迅速かつ的確に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査業務への影響は大きくなく、検査は本庁から派遣して行うチーム検査には影響があり計画を変更して実施した。 ・各種の法手続について必要に応じて弾力的な運用を行った。 ・外部との会議の多くはオンライン会議に切り替えた。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へのアンケート、インタビューは今後も継続し経年変化を追うとともに、調査結果が示唆する課題について、原因を深掘りした上で対策を講じるべき。具体的には、若手職員の負担感・不安、物理的執務環境、指導・育成の不足、部門横断型の情報共有、キャリアプランの未提示など。 ・将来必要となる業務内容を見通した人材の確保と育成を図る必要がある。 ・技術・経験の伝承等のため、幹部と職員、職員間の対話の促進等の取組を進めるべき。 ・研究職員のキャリアパスを明確にすべき。 				

今後の取組の方向性

原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

(独立性・中立性・透明性の確保)

- ・引き続き原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に資する取組を多角的且つ積極的に推進する。
- ・独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。
- ・変化する社会状況の中でweb会議システム等の新しい手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。
- ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、公開の対象となる面談等の規模を拡大するための、音声データから文字データへの自動化処理の検討を行う。
- ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。
- ・原子力規制委員会ホームページのリニューアル構築を完成し、一般公開する。
- ・「N-ADRES」(米国原子力規制委員会のADAMSのような資料データベース)について、安定的に運用を行う。
- ・ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料が次期行政LANシステム等と連携し、各資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みが、通常業務内で実装可能な方法を検討する。
- ・原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討して実行する。
- ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関及び一般の方に適切な情報提供を行う。
- ・CEO、CNO、ATENA(原子力エネルギー協議会)との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。

(安全文化の育成・維持)

- ・行動計画に基づき、マネジメントレビューを通じた安全文化に係るPDCAサイクルを確立する。
- ・行動計画に基づき、安全文化の育成・維持のため、課室を超えた風通しの良いコミュニケーション及び課室毎の具体的な活動の促進に取り組む。
- ・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修の実施のみならず、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な指導を行う。

規制業務を支える業務基盤の充実

(マネジメントシステムの定着)

- ・行動計画に基づき、全ての主要プロセスのマニュアルを作成し、併せてマネジメント規程を補完する文書としてマネジメント規程運用マニュアル(仮称)を策定し、マネジメントシステムの組織全体への定着化を進める。

(国際協力)

- ・関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。
- ・二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。
- ・経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手職員の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。
- ・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議が予定されており、また、IAEA 関連文書の策定・見直しも予定されている。こうした会議や作業への参画等を通して、我が国の核物質防護の規制の継続的な改善につなげていく。
- ・日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて、必要な支援を行っている。

(管理業務の確実な遂行)

- ・引き続き行政文書管理に係る体制整備、電子的管理を促進し、全職員対象のe-ラーニング等の実施により、適切な文書管理について周知徹底する。
- ・旧行政組織から引き継いだ文書の整理について引き続き精査を行う。
- ・引き続き中長期的な視点で組織構成及び人員配置等の見直しを検討する。
- ・行政手続のオンライン化に係る検討を進める。
- ・令和3年度の行政LANシステムの更改においては、策定した調達仕様に基づくとともに、令和2年度に発生したサイバーセキュリティ事案を踏まえ、セキュリティを確保したシステムとする。

(訴訟事務及び法令審査)

- ・引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や不服申立てに係る体制整備を図る。
- ・引き続き、既存の書面等の整理等、訟務事務の効率化を図る。
- ・研修の開催も含め、引き続き法令等の立案及び運用支援を着実に実行していく。
- ・必要に応じてマニュアル等の見直しを随時行っていく。

	<p>職員の確保と育成 (高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。また、職員が仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスの各種施策を継続し、その対応状況の監視を行う。 <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員充足率については、令和2年度開始時点で95%であったところ、令和3年1月1日時点までに中途採用・任期付採用を厳選して行う一方、自己都合等による退職者数が増加し、採用者数を上回ったため、定員充足率が目標値(95%)を下回る結果となった。 新卒採用については、厳選して選考を行い、総合職2人、一般職(大卒程度)13人、原子力工学系職員1人、研究職5人を内定としたほか、新たに一般職(高卒者)の採用を開始し8人を内定とした。 内定者29人のうち10人が女性であったため、新卒採用者に対する女性割合は34%となった。新型コロナウイルス感染症の影響下ではあったが、人事院・内閣人事局主催の説明会に対応するとともに、オンラインでの業務説明会を80回実施のべ812人の参加を得るなど採用の促進に努めた。 障害者雇用率を令和元年度と同程度の2.8%(令和元年度2.8%)とし、法定雇用率2.5%の達成を着実に維持している。令和3年3月1日より国の法定雇用率が2.6%へ引き上げられることから、障害者の更なる雇用、常勤職員の安定的な長期雇用の定着を図るよう努める。 原子力規制人材育成事業については、平成28、29年度に採択した15事業を継続するとともに、6月に対応した行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえて9月から分野横断的な学際的教育研究プログラムを最優先として令和2年度新規採択事業の公募を行い、審査の結果4件を採択したことについて12月に規制委員会に報告を行った。令和3年度の早い段階で原子力規制庁から平成28、29年度に採択した事業の実績を受け今後の実施方針を確認した後に、令和3年度新規採択事業の公募を行う予定。 <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。 令和2年度に実施した55歳以上の職員を対象とした働き方の選択に関する説明会を、対象を全職員に拡大してキャリアパス説明会として実施する。 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や日本原子力研究開発機構安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。 育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。また、研修の質の向上に向けた取組みを試行する。 令和4年度開始に向けて、事務系職員に対する研修を検討する。
学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

令和2年度実施施策に係る政策評価書

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2020	政策評価実施時期	2021年8月	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020			
達成すべき目標	<p>次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。</p> <p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施 (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行 (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>					担当部局・作成責任者名	<p>技術基盤グループ 遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、迎 隆 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当) 原子力規制部 森下 泰 原子力規制企画課長、田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)、大島 俊之 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 検査監督総括課長、武山 松次 安全規制管理官(実用炉監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)</p>			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
	当初予算(a)	-	-	-	-	9,798				
	補正予算(b)	-	-	-	-	0				
	繰越し等(c)	-	-	-	-	128				
	合計(a+b+c)	-	-	-	-	9,926				
執行額(百万円)	-	-	-	-	8,110					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
		年度ごとの実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	<p>原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)</p>			
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0				
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0				
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 (アウトカム指標)	- (-)	0	0	0	0				
			0	0	0	0				
			0	0	0	0				
定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成			
		<p>・新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に審査を行った。 (参考: 令和2年度の審査関係の主な処分)</p> <p>実用炉: 設置変更許可7件、設計及び工事の計画(変更)認可49件、保安規定(変更)認可51件</p> <p>核燃料施設: 事業変更許可: 再処理施設1件、MOX燃料加工施設1件、貯蔵施設1件、廃棄物管理施設1件 設計及び工事の計画認可: ウラン加工施設3件(分割申請) 保安規定(変更)認可: 再処理施設2件、MOX燃料加工施設1件、ウラン加工施設9件、貯蔵施設1件、廃棄物管理施設2件、廃棄物施設3件 試験炉施設: 設置変更許可(承認)3件、設計及び工事の計画(変更)認可(承認)14件、保安規定変更認可(承認) 27件、廃止措置計画(変更)認可3件 研開炉施設: 廃止措置計画変更認可2件、保安規定変更認可4件 使用済燃料再処理施設: 廃止措置計画変更認可3件、保安規定変更認可2件 加工施設: 廃止措置変更認可1件、保安規定変更認可2件 廃棄物管理施設: 保安規定変更認可2件 核燃料物質の使用変更許可(承認)23件、保安規定変更認可15件、廃止措置計画変更認可2件、合併及び分割の認可1件 (3/31時点までの実績)</p>								

令和2年度重点計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(1)】

4

A

・各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当委員及び新規規制基準適合性審査チーム長等と審査担当で議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論及び指摘が実施でき、効果的な審査に資している。

・また、必要に応じて原子力規制委員会で審議し、審査方針を整理している。(例: BWRプラントの特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所7号炉の新規制基準適合に係る保安規定変更)

・実用炉の「審査に係る確認事項」について、日本原子力発電東海第二発電所の新規制基準適合性に係る設置変更許可の取りまとめを完了させるとともに、地震・津波関係について東北電力女川発電所2号炉の審査内容を基に確認事項の整理を進めている。

・再処理施設について、令和2年7月の日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可処分の際に、審査で確認した事項を取りまとめた「審査の視点及び確認事項」を作成した。

・試験研究炉について、過去の設工認審査漏れ(NSRR)を受けて作成した、設置変更許可申請書に記載されている設備等と設計及び工事の計画の認可における要求事項との対応表等を活用し、JRR-3及びHTTRの審査を終了した。

・改正原子炉等規制法施行や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、令和2年4月及び令和3年2月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」を、令和2年9月及び令和3年3月に「安全審査業務執務要領」をそれぞれ改定している。

・核燃料施設等については、審査業務の流れについて審査全般の改善策を踏まえた見直し等を6月に実施した(全事業:再処理事業、加工事業、貯蔵事業、廃棄事業及び輸送分野)。また、9月30日に原子力規制委員会です承した核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の進め方を反映させるため、10月にも見直しを実施した。

・これらは、着任する審査官に周知し実務に反映させている。

・新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令を踏まえ、4月より出勤体制の工夫や、事業者との検査工程の調整、出張時の現地2週間待機等の感染拡大防止策を講じ検査を行い、おおむね支障なく検査を進めることができた。また1月からの再度の緊急事態宣言下では、地元自治体や事業者の要請を十分配慮したうえでおおむね支障なく検査を進めることができた。

・毎日の原子力規制事務所とのTV会議及び検査グループ内で検査気付き事項や技術的な問題点の情報共有を図っている。特に、検査気付き事項及び指摘事項については、日々のTV会議のみならず、個別事象ごとに事務所とTV会議で議論を行い、スクリーニングや指摘事項とする考え方の合意形成を行った。原子力規制検査の結果については、四半期ごとに原子力規制委員会に報告された。

・東京電力柏崎刈羽発電所のIDカード不正使用事案を踏まえ、原子力規制検査全体について検査指摘事項に該当しそうな案件や判断に迷う案件については、原子力規制庁が、速やかに委員長、委員に報告する運用とし、今後速やかにその旨を関係規定に明確化する。

・「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた原子力規制検査等の運用について」(4月22日原子力規制庁)を踏まえ、京都大学の試験研究用原子炉施設を始めとし、計4件の保安活動の弾力的な運用について承認を行った。

・川内、美浜、高浜、大飯、柏崎刈羽、玄海について使用前事業者検査のチーム検査を実施しており、特に柏崎刈羽7号機については、使用前確認申請前の段階から、事業者と面談や現地での検査を通して積極的にコミュニケーションを図ることにより、厳正かつ適切に検査を実施した。

・安全性向上評価の継続的な改善に係る会合の位置づけや進め方等について検討し、新たな課題等があった場合は開催することとした。令和2年度は、一部発電所において特定重大事故等対処施設の供用が開始されたことから、当該施設の安全性向上評価届出上の記載方針などについて、令和2年12月及び令和3年3月の会合で事業者から聴取し、議論を行った。

・審査会合の後には、当該会合における指摘事項、問題意識等を事業者と審査官が相互確認する面談を行い認識のずれを防止するようコミュニケーションを取るとともに、これを通じ事業者の主体的・自主的な取組を促進させている。

・現地検査官は、原子力規制検査のフリーアクセスを活用し、頻繁に事業者のCAP(是正処置プログラム)会議等を傍聴して得た安全上問題となりそうな情報や懸念事項を日々のTV会議で本庁に共有し、原子力規制検査での確認事項の選定に活用している。また、現地検査官によるインタビューを通じ、事業者の意識変化が現れており、事業者は、パフォーマンスペーストやリスクインフォームドを意識して技術的根拠に基づく回答をするようになってきた。安全性向上評価が届出されたプラントについては、検査での活用方法について引き続き検討を行う。

・核燃料施設等に係る使用前事業者検査の確認等の進め方について、令和2年6月24日及び令和2年9月30日の原子力規制委員会資料の方針に基づき、検査グループと審査グループが連携して、事業者との面談や審査会合等において事業者とコミュニケーションを図ることで、事業者が行う使用前事業者検査が的確に計画されるとともに、規制手続きに手戻りが生じないよう取り組んだ。

・令和2年度及び令和元年度に発生した4件の法令報告事象については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め、適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。

a. 日本原子力研究開発機構材料試験炉(JMTR)における二次冷却系統冷却塔の倒壊に関して、是正処置、再発防止策等の設置者の対応について、令和2年6月3日の原子力規制委員会で評価し、今後の対応を決定した。

b. 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター研究棟の排気筒の倒壊に関して、使用者から事故故障等の原因と対策に係る報告を受理した。原子力規制庁において、原因と対策に係る評価を行っており、令和元年10月23日の原子力規制委員会です承した方針に従い、他の同程度の案件とまとめて、今後、原子力規制委員会はその結果の報告を受けることとしている。

c. 関西電力高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷については、令和2年7月22日及び10月9日の公開会合で事業者の調査状況、原因究明と再発防止対策に対する聴取を行った。令和2年10月14日に原子力規制委員会としての評価及び今後の対応を決定した。

d. 関西電力高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷については、事業者から令和3年1月25日に事故故障等の原因と対策に係る報告を受理し、令和3年2月5日及び2月16日に内容について聴取する公開会合を実施した。原子力規制委員会は、本件の推定原因について原子力規制庁に報告するよう指示し、令和3年2月24日に、関西電力から説明を受けた内容について原子力規制庁から報告を受けた。その後、令和3年3月3日に原子力規制委員会は関西電力の原因調査及び再発防止策について妥当とする原子力規制庁の評価を了承した。

5

令和2年度重点計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(2)】

A

(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- ・毎週金曜日に技術連絡会においてGITF(GENERIC ISSUES タスクフォース)を開催し、最新知見の収集・分析を行うとともに、その結果として5件の「要対応技術情報(案)」を抽出した。
- ・国内外で今後発生する自然事象に関する情報について、政府機関及び研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行った。内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の概要報告(令和2年4月21日公表)において、当該海域における最大クラスの地震・津波断層モデルの想定と原子力施設立地地点を含む北海道から千葉県沿岸での津波の高さや浸水域の推計結果を示した。この報告を踏まえ、原子力規制委員会では内閣府事務局に詳細データの提示を求める等の情報収集を行うとともに、規制対応の要否を検討した。また、福井県による「津波浸水想定について(令和2年10月30日公表)」を技術情報検討会において情報共有した。このような国内外の自然現象に関して収集した情報について、外部の専門家の助言を求めるため、炉安審及び燃安審に「地震・津波部会(新規)」及び「火山部会(名称変更)」を設置した(令和2年12月15日)。
- ・技術基盤グループは原子力規制部等から47件の技術支援依頼を受け原子力規制部各課に技術支援した。また、技術基盤グループは、GITF(GENERIC ISSUES タスクフォース)だけでなく、必要に応じて原子力規制部等へ情報提供を行った。

(安全研究の積極的な実施)

- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、新規4件を含む、21件の安全研究プロジェクトについて、研究計画を6月にホームページに公表し、安全研究を実施した。
- ・安全研究成果の公表については、2件のNRA技術報告、5件のNRA技術ノート公表、12件の論文誌への掲載、2件の国際会議における論文発表及び18件の学会発表を行った。また、日本原子力研究開発機構と連携し、同機構安全研究センター報告会において、原子力規制委員会職員より3件の発表を行った。
- ・令和元年度で終了した8件の安全研究プロジェクトの事後評価及び平成27年度～29年度に終了した27件の安全研究プロジェクトの追跡評価を実施した。また、令和3年度から新たに始める安全研究プロジェクト8件を対象とした事前評価を実施した。
- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、6月24日の原子力規制委員会で決定した。
- ・二国間の国際活動として、米国NRC及び仏国IRSNと情報交換を実施するとともに、多国間の枠組みとしてOECD/NEAとのプロジェクト18件に参加している。東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に関しては、OECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、同発電所1号炉を模擬したベデスタルにおける高温溶融物の拡がり挙動の解析結果について報告した。また、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(24機関)と認識を共有した。
- ・共同研究を16件、計画どおり推進した。共同研究報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小し、共同研究先として日本原子力研究開発機構と連携しオンラインにて報告会を3月に開催した。

(規制基準の継続的改善)

- ・「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、これまでの原子力規制委員会における審議結果を踏まえ、原子力規制委員会(令和3年1月20日)において取りまとめた、標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る基準の改正案について、意見募集を実施(令和3年1月21日から2月19日まで)した。
- ・デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策について、第15回原子力規制委員会(令和2年7月8日)において、事業者から自主的取組の詳細について、公開の会合で提案を受けることを承し、第5回発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム(令和2年10月6日)において、事業者から自主的取組の内容を聴取した。第33回原子力規制委員会(令和2年10月21日)において、事業者の自主的取組の内容について報告し、今後も事業者が行う自主的取組の詳細について確認することとした。
- ・第44回技術情報検討会(令和3年1月27日)において、電磁的障害に係る国内外の知見、規制動向等の情報収集を行った結果について報告した。
- ・第44回技術情報検討会の結果報告の際、基準及び制度改正の要否について検討を開始することとした。
- ・第26回原子力規制委員会(令和2年9月23日)において、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド案として「人間工学設計評価に関するガイド(案)」を提示し、公開会合において事業者意見を聴取すること等の対応方針について了承した。
- ・第13回新規規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和2年10月26日)において、ATENA(原子力エネルギー協議会)からガイド案について意見聴取を行うとともに、第49回原子力規制委員会(令和3年1月13日)において、「人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイド案」の意見募集を実施した。
- ・第2回原子力規制委員会(令和2年4月8日)の了承した令和2年度の民間規格の技術評価の計画に沿って、渦電流探傷試験、超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チームの立ち上げ、計3回会合を実施し、技術評価を行った。
- ・令和元年度に検討チームで技術評価を進めていた原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価について、第23回原子力規制委員会(令和2年9月9日)で技術評価書の報告を受けた。

- ・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、156件について1次スクリーニングを行い、2次スクリーニング調査・分析を2件継続中。
- ・1相開放故障事象(OPC)の国内原子力施設対応状況につき、原子力規制委員会(令和2年5月27日)に報告があり、事業者との公開会合(令和2年8月5日)を実施した。
- ・国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果について庁内関係者で合同ワーキングを45回実施し、その結果を踏まえ、技術情報検討会(令和2年8月19日、10月29日、令和3年1月27日)にて報告した。
- ・技術情報検討会の結果概要について、原子力規制委員会(令和2年10月28日、11月25日、令和3年2月中24日)にて報告を受けた。
- ・運転検査官会議(令和2年7月17日、令和2年10月22日、令和3年2月18日)において、技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報等を紹介した。また、国際会合においても同旨紹介している。
- ・8月19日第19回原子力規制委員会において、輸送関連の規則、告示及びガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、10月14日第32回原子力規制委員会において、意見公募の結果について審議するとともに、改正案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて放射線審議会へ諮問することを決定した。10月23日第150回放射線審議会総会において、諮問内容は妥当である旨答申されたことを受け、11月18日第38回原子力規制委員会において規則等の改正を決定し、令和3年1月1日に改正された規則等を施行した。
- ・公開会合で事業者からの意見・提案の聴取が行われるとともに、原子力規制庁内で令和2年度の実施計画の策定に関する意見交換が行われ、令和2年度第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において、令和2年度の実施計画及び令和3年度以降の進め方を了承した。これに基づき一部の規則解釈の改正案について第70回原子力規制委員会(令和3年3月31日)において意見募集の実施を了承した。

6	<p>令和2年度重点計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(3)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応により、一部の施設においてチーム検査が計画通りに実施できないものがあつたが、施設の稼働状況や施設の安全上の重要度等を勘案しつつ、一部の検査を下期や次年度に延期するなど、計画を変更して柔軟に対応。 ・TV会議や電話等を活用しながら現場の運転状態の監視を継続した。また、フリーアクセスを最大限に活用し、監視に必要な情報を多角的に収集することを心がけるとともに、検査官の力量向上に資する使用前検査への参加など、新たな検査制度の基本に即した検査実務を実施した。 ・検査の気付き事項に対する判断や評価について、検査官から検査評価室に共有、相談できる仕組みとし、タイムリーに助言等を行うとともに、重要度評価ガイドに沿って評価を適切に実施できるよう本庁及び地方事務所 の検査官に対して重要度評価のケーススタディを実施する等、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みを行った。 ・新検査制度に係るウォークダウン研修について4回実施した。 ・専門検査部門が所管する検査の運用ガイドについて、原子力規制事務所等からの問合せ窓口を設定し、日常検査での留意事項や気付き事項に関する問合せや相談に対応しており、定期事業者検査に対する監督で確認・監視すべき具体的なポイントや四半期毎の検査報告書の記載内容等について、適宜、情報共有や助言等を行っている。 ・原子力規制検査において確認された大飯3号機の加圧器スプレイライン配管溶接部における有意な指示について、ISI(供用期間中検査)のチーム検査で現地確認を行うとともに、公開会合を開催し、関西電力が実施したUT検査(超音波探傷検査)、亀裂発生の原因分析及び事業者の対策等について、確認を行っている。また、敦賀2号機のボリング柱状図データ書き換え問題について、公開会合を開催し、日本原子力発電から事実関係や原因調査分析について聴取するとともに、日本原子力発電の本店にて関係文書や記録等を確認する原子力規制検査を行っている。 ・原子力規制検査で確認された検査指摘事項について、リスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って評価を実施した。また、日常検査において、検査気付き事項及び指摘事項について議論する際に限らず、検査対象の選定時に、プラントの運転状態のみならず、事業者が日々のCAP(是正処置プログラム)会議で示すリスク情報を活用した。 ・実用発電用原子炉については、11事業者19原子力発電所から本改正に伴う設置許可変更届出を受領し、速やかにその内容を確認した。また、これら11事業者19原子力発電所からは、原子炉等規制法及び関係法令等の改正に伴う保安規定変更認可申請も受領し、令和2年度中に全てについて認可した。廃止措置計画については、7事業者9原子力発電所について認可した。 ・核燃料施設等についても同様に、原子力事業者から受領した事業許可変更等の届出を速やかに確認し、保安規定の申請等の審査を進め順次認可しており、円滑に新制度への移行を進めている。 	A
7	<p>令和2年度重点計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号:2.(4)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗や論点について、定期的(実用炉については四半期毎)に原子力規制委員会への報告を行うなど、審査状況・課題の明確化を図っている。 ・音声自動文字起こしシステムについては、新型コロナウイルス感染症対策としてTV会議による審査ヒアリングを行ったことも相まって録音品質の面で課題はあるものの、限られた設備を効果的に運用し、審査ヒアリングの詳細な議事内容の公開等を進めた。 ・改正原子炉等規制法施行や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、令和2年4月及び令和3年2月に「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」を、令和2年9月及び令和3年3月に「安全審査業務執務要領」をそれぞれ改定している。(再掲) ・核燃料施設等については、審査業務の流れについて審査全般の改善策を踏まえた見直し等を6月に実施した(全事業:再処理事業、加工事業、貯蔵事業、廃棄事業及び輸送分野)。また、9月30日に原子力規制委員会です承した核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の進め方を反映させるため、10月にも見直しを実施した。(再掲) ・個別の審査方針、規制上の取扱いについて、必要に応じて原子力規制委員会で審議し対応方針を了承した。 ・経年劣化管理に係るATENA(原子力エネルギー協議会)との実務レベルの技術的意見交換会を5回(令和元年度から通算6回)開催し議論の内容をとりまとめた報告書について、7月22日第17回原子力規制委員会にて報告がなされた。また、7月29日の第18回原子力規制委員会にて委員会としての見解文書を示した。 ・これまでの継続的改善事例を整理分析し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」において議論を進めている。 ・原子力規制検査で使用する事業者のPRAモデルの適切性確認を行い、検査の実施及び検査指摘事項の重要度評価等で活用できるよう整備を進め2モデルを確認した。 ・検査官がリスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って重要度評価を適切に実施できるよう本庁及び地方事務所 の検査官に対して重要度評価のケーススタディの実施やPRA情報を共有するなど、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みを行った。 ・第1回検査制度に関する意見交換会合(8月27日)において、当面の課題の一つとして核燃料施設の指摘事項の評価手法が掲げられたことから、その後の意見交換会合において、事業者と意見交換しながら検討を進めている。 ・施設によるリスクの違いを念頭に置き、グレーデッドアプローチを適用する観点から、6月24日の委員会で審議した再処理施設の設工認等の審査の進め方において、設備機器等の重要度に応じた審査方針を整理するとともに、再処理施設以外の試験炉、加工施設などについても同様の検討を行い、9月30日の原子力規制委員会 ・四国電力(株)伊方発電所2号炉、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工施設等の廃止措置計画に係る審査を適切に進めた。 ・平成31年3月の原子力規制委員会において了承した廃止措置計画認可基準の見直しに関して、令和2年12月の原子力規制委員会において改正案を了承し、令和2年12月23日付けで施行した。 ・廃止措置中の原子炉を含む発電所については、検査対象の選定時に、プラントの運転状態のみならず、事業者が示すリスク情報やCAP(是正処置プログラム)活動を活用し日常検査を行った。もんじゅ及び東海再処理監視チームへの参加や担当規制事務所からの報告を通じ、廃止措置が計画どおり進捗していることを確認した(その他の施設の廃止措置の状況についても、規制事務所のTV会議において状況を確認)。 ・東海再処理施設の安全対策、廃止措置に必要な設備の設置・改造等に係る廃止措置計画の変更については、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、令和2年7月、9月及び令和3年1月に認可した。 ・令和2年度は、東海再処理施設安全監視チーム会合を18回開催し、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう監視をした。 ・中深度処分に係る基準の検討に際しては、原子力規制委員会における本質的な議論を行うために必要な情報の収集・整理等を行った。また、これまでの検討結果を精査し、要求事項の適正化を図るとともに、更なる技術的検討を要する断層等に係る基準に関しては、庁内の専門家の協力を得て審査の実効性や規制強度の観点も含めて検討した。これらを踏まえて取りまとめた基準に係る主な要求事項について、原子力規制委員会です承し、科学的・技術的意見の募集を行った。 ・廃止措置の終了確認判定基準の整備については、検討の範囲及び事項並びに制度上の課題を整理した上で原子力規制委員会において審議した。 	A

			<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備については、複数回の原子力規制委員会において議論に必要な情報を提供し、規制制度設計に大きな影響を与えられ論点について整理した。その論点整理を踏まえ、ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方(案)を取りまとめ、原子力規制委員会での了承を得た後、科学的・技術的意見の募集を行った。同意見募集の結果を踏まえ、令和3年3月10日第63回原子力規制委員会において、ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方を原子力規制委員会で決定した。 ・放射線測定の品質確保に関する勧告への対応については、放射性同位元素等規制法における対応を踏まえて、必要に応じてガイド等の改正を行うこととしている(9月2日の原子力規制委員会において規則改正に係る委員会決定をし、その具体については今後予防規程ガイドに定める予定とされ検討が進められている)。 ・8月19日第19回原子力規制委員会において、輸送関連の規則、告示及びガイドの改正案を審議し、意見公募手続を行った後、10月14日第32回原子力規制委員会において、意見公募の結果について審議するとともに、改正案のうち放射線障害の防止に関する技術的基準に係るものについて放射線審議会へ諮問することを決定した。10月23日第150回放射線審議会総会において、諮問内容は妥当である旨答申されたことを受け、11月18日第38回原子力規制委員会において規則等の改正を決定し、令和3年1月1日に改正された規則等を施行した。 	
投入人員【人】	PDCA管理番号 2.(1)		123	
	PDCA管理番号 2.(2)		152	
	PDCA管理番号 2.(3)		132	
	PDCA管理番号 2.(4)		57	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく審査は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、透明性を確保しつつ厳正かつ適切に行われている。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施すること等により、最新の科学的・技術的知見の蓄積を進めた。 ・震源を特定せず策定する地震動の規制への取入れ、デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策への対応、IAEA輸送規則の取入れ等のための輸送に関する規則改正など、規制基準の継続的改善を着実に進めた。 ・本年度から施行された原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて計画を見直しつつ、着実に実施した。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度について、今年度の運用経験や、検査官会議などを踏まえて、今後改善すべき点を明らかにして実行すべき。 ・核燃料施設等について、グレーデッドアプローチを適用した審査の経験を踏まえて審査の全体的な考え方をまとめるとともに、検査についてマニュアルの整備や重要度評価の考え方の整備を進めるべき。 ・放射性廃棄物に関する規制基準について、中深度処分、ウラン廃棄物の検討は進んでいる。特定放射性廃棄物についても、基本方針に沿った検討が必要。 			
	<p>改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症下においても、一部の検査を下期や次年度に延期するなど、計画を変更して柔軟に対応している。また、検査の気付き事項に対する判断や評価について、検査官から検査評価室に共有、相談できる仕組みの構築やケーススタディの実施など、理解向上に資する取組が行われている。また、新検査制度に係る研修についても着実に進めている。 ・検査気付き事項について、リスクの考え方を取り入れた重要度評価ガイドに沿って評価を実施している。また日常検査においてもリスク情報の活用が進められている。 ・品質管理体制の強化に係る新制度について、各種申請の審査・処分等を速やかに進め、円滑に新制度への移行がなされている。 <p>規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗や論点について、定期的(実用炉については四半期毎)に原子力規制委員会への報告を行うなど、審査状況・課題の明確化を図っている。 ・TV会議方式の審査ヒアリングによる影響はあったものの、限られた設備を効果的に運用し、審査ヒアリングの詳細な議事内容の公開等を進められている。 ・審査業務のマニュアルが着実に整備・更新されている。 ・経年劣化管理に係るATENA(原子力エネルギー協議会)との実務レベルの技術的意見交換会の報告書が取りまとめられ、また、原子力規制委員会としての見解も示した。 ・バックフィットに係るこれまでの継続的改善事例を整理分析し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」において議論が進んでいる。 ・原子力規制検査で使用する事業者のPRAモデルの適切性確認を行い、検査の実施及び検査指摘事項の重要度評価等で活用できるよう整備を進め2モデルを確認した。ケーススタディやPRA情報の共有など、検査官の重要度評価の手法・視点に係る理解向上に資する取り組みが行われている。また、核燃料施設の設工認等の審査の進め方など整理がなされた。 ・廃止措置計画に係る審査・検査が適切に進められるとともに、廃止措置計画認可基準について見直し、令和2年12月23日付けで施行している。 ・東海再処理施設について、東海再処理施設安全監視チーム会合等を通じて適切に監視がなされている。 ・中深度処分に係る基準について検討が進み、検討結果を踏まえて取りまとめた基準に係る主な要求事項について、科学的・技術的意見の募集が行われた。廃止措置の終了確認基準(サイト解放基準)の整備については、検討の範囲及び事項並びに制度上の課題を整理し議論が行われ基準整備に向けた検討が進められた。 ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方(案)を取りまとめ、科学的・技術的意見の募集を行い、実効的な規制基準となるよう検討が進められた。 ・放射線測定の品質確保に関するIRRS勧告への対応については、放射性同位元素等規制法における対応(現在検討が進められている予防規程ガイド)を踏まえて、令和3年度に必要に応じてガイド等の改正を行うこととなる。 <p>原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に対し、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。 ・法定の検査を厳正かつ適切に実施する。 ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。 ・令和3年度についても、事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ、公開会合での確認等により適切に対応する。 			

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用) ・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。 ・国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。 ・安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。 ・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。</p> <p>(安全研究の積極的な実施) ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」(令和2年6月24日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。 ・令和3年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。 ・6月をめどに令和2年度に終了した7件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月をめどに令和4年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。 ・規制上の課題を踏まえ、今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。 ・二国間(米NRC、仏国IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関する国際的な調査活動等に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信する。 ・基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。</p> <p>(規制基準の継続的改善) ・事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における議論の結果も踏まえ、対応方針を決定する。 ・令和2年度に行った電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を進める。 ・令和3年度の民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。 ・国内外原子炉施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析する。 ・技術情報検討会を定期的開催し、収集・分析した国内外の原子炉施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要なものについては作業担当部署を定め、その進捗状況を確認する。 ・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、並行して原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。 ・検査官会議において国内外原子炉施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信及び加盟国との情報交換を行う。 ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和3年度の計画に基づき改正作業を進める。</p>
	<p>改正原子炉等規制法の着実な施行 ・令和2年4月に本格運用を開始した新検査制度を計画どおり実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。</p> <p>規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子炉施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・「原子炉施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。 ・バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を進め、これまでのバックフィット事例の分析を通じ改善の方向性を検討する。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。 ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。 ・中深度処分に係る規制基準等の整備を行う。 ・IRRSの指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。 ・ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備を行う。 ・IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善に取り組む。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	

令和2年度実施施策に係る政策評価書

施策名		3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	政策評価実施時期	2021年8月	
施策の概要		<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議			
達成すべき目標		<p>次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。</p> <p>(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p>					担当部局・作成責任者名	放射線防護グループ 中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 保障措置室長、宮本 久 安全規制管理官(放射線規制担当)			
政策体系上の位置付け		原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			令和2年度		
		当初予算(a)	4,233	4,027	3,769	4,485			4,335		
		補正予算(b)	-	280	-	-	-				
		繰越し等(c)	▲ 701	421	280	-	-				
		合計(a+b+c)	3,532	4,728	4,049	4,485	4,335				
執行額(百万円)		3,250	4,367	3,979	4,418	4,212					
定量指標		基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	核セキュリティ対策の推進 【PDCA管理番号:3. (1)】 (原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	- (-)	-	-	-	-	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したものである。	A		
			0	0	0	0	0				
定性指標		年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成			
2	令和2年度重点計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3. (1)】		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けつつも、事業者等と緊密に連絡・調整を図り、検査計画について柔軟に見直した上、令和2年度に予定していた検査を着実に実施した。また、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、重要度「赤」と評価し、これに伴い同施設の対応区分が4に変更され、追加検査を実施することとした。 一方、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用事案について原子力規制庁は、委員まで適時に情報共有がなされなかった点は、今後改善が必要な事項である。 核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を適切に実施した。 特定放射性同位元素の防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 これに加え、防護措置等の規制を受ける現場でその管理等実務に携わる特定放射性同位元素防護管理者を育成する取組として、一部Webを活用する等新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した育成プログラムを実施した。 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けつつも、制度整備に係る計画を柔軟に見直した上、国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備に向けた検討を進めた。 					B			
3	令和2年度重点計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3. (2)】 (保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む)		<ul style="list-style-type: none"> IAEA保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEAが実施した平成31年及び令和元年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和2年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。 新型コロナウイルス感染症の影響下においても計画どおり査察を実施するというIAEAの方針を踏まえ、公益財団法人核物質管理センターによる保障措置業務の継続実施に必要な体制を構築するよう指導を行った。 オンライン会議で開催されたAPSN(アジア太平洋保障措置ネットワーク)年次会合(令和2年12月)や核物質管理学会(INMM)(令和2年11月)、IAEAのSSACオンライントレーニングコース(令和2年11月)に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。また、米国やIAEAに我が国の保障措置に係る取組をまとめた英文資料を送付した。 					A			
4	令和2年度重点計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:3. (3)】		<ul style="list-style-type: none"> 3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携を行った。 核物質防護に係る原子力規制検査の結果等について、本庁と地方規制事務所との連携を推進した。 調和に関する内部文書に則り、3Sに係る情報共有を行い審査等及び検査等の業務を適切に行った。 					A			

投入人員【人】	PDCA管理番号 3.(1)	36		
	PDCA管理番号 3.(2)	16		
	PDCA管理番号 3.(3)	5		
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり(B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から施行された原子力規制検査については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて計画を見直しつつ、着実に実施した。 令和元年度から開始された特定放射性同位元素の防護措置の義務付けに関し、届出・報告の処理を適切に行うとともに、立入検査を計画を見直しつつ着実に実施した。 保障措置については、IAEA、関係機関等と適切に連携し、IAEA保障措置その他の国際約束について、誠実に履行した。 <p>特に、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失及びIDカード不正使用という重大事案に対し、検査等の対応を行った。ただし、IDカード不正使用事案について、原子力規制委員会委員まで適時に情報共有がなされなかった点は、今後改善が必要な事項である。</p> <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の検査等の経験を踏まえ、核セキュリティ対策について改善を進めるべき。 令和2年度は安全文化の育成・維持のための取組が様々な進められたが、核セキュリティ文化についても、研修なども含め、具体的に何ができるか検討して進めるべき。 			
今後の取組の方向性	<p>核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。 原子力規制検査の実績を踏まえ、より効果的な検査計画の立案、検査官の力量の維持・向上に向けた知識の継承を行う。 原子力規制検査を踏まえて指摘事項となった事案等の原子力規制委員会への報告の内容、時期及び方法について検討を行う。 核物質防護規定の変更認可申請に関して、物理的防護及びサイバーセキュリティに係る申請の審査を、引き続き、着実に進める。また審査基準に関して、核セキュリティの規制要求は原子力安全(セーフティ)の規制要求との整合も図りながら、セキュリティ対策強化に資する制度整備を進める。 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施する。 <p>保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。 <p>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定の変更認可申請の審査において、3Sの影響確認を行う際、核セキュリティと原子力安全(セーフティ)の関係部門のヒアリングに参加するなどして、庁内の連携をより緊密なものとする。 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。 			
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				

令和2年度実施施策に係る政策評価書

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2020	政策評価 実施時期	2021年8月	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。					目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020			
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。 (1) 廃炉に向けた取組の監視 (2) 事故の分析 (3) 放射線モニタリングの実施					担当部局・作成責任者名	技術基盤グループ 田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当) 放射線防護グループ 村山 綾介 監視情報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長 原子力規制部 竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、杉本 孝信 安全規制管理官(専門検査担当)			
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること									
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度					令和2年度
	当初予算(a)	-	-	-	-					3,929
	補正予算(b)	-	-	-	-	672				
	繰越し等(c)	-	-	-	-	▲384				
	合計(a+b+c)	-	-	-	-	4,218				
執行額(百万円)	-	-	-	-	3,700					
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		年度ごとの実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1	廃炉に向けた取組の監視 (中期的リスクの低減目標マップのうち、2020年度内の主要な12目標についての指摘及び取組状況の確認) 【PDCA管理番号: 4. (1)】	-	-	-	-	12項目	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項(2020年度内の主要な12目標)について、遅延なく進められるよう監視・指導することが望ましいため。	A		
		-	-	-	-	12項目				
2	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催) 【PDCA管理番号: 4. (2)】	-	-	-	-	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	S		
		-	-	-	5回	8回				
定性指標		年次報告内の 実績記載状況	施策の進捗状況の評価					達成		
3	令和2年度重点計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 4. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の変更認可申請について、21件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができました。 ・審査の進め方について、申請に先立ち東京電力内で申請内容を十分に整理・準備するよう指導する。東京電力に回答の見込み時期を提示させた上で次回の面談を調整する等、より円滑な審査が実施出来るような取組を行っている。また、定期的に東京電力と全体の審査状況について面談において認識を共有し、東京電力の認可希望時期を確認することで、廃炉スケジュールを踏まえた審査を実施している。 ・なお、審査面談は、テレビ会議システムを活用して実施したため、新型コロナウイルス感染症の影響による審査の遅れは発生していない。 ・実施計画検査の年度計画に従い厳正かつ適切に保安検査を実施した。令和2年度は放射線管理、運転管理、設計管理上の不適合事象について指摘した。いずれも安全上の影響は軽微なものであったため、今後継続して事業者の改善状況について保安検査において確認していく。 ・なお、福島第一原子力規制事務所では、コロナウイルス感染症対策として検査官が二班に分かれ、新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合においても検査を継続できる体制をとった。 ・検査等業務を円滑に実施するため、専門検査部門は東京電力福島第一原子力発電所事故対策室との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施した。具体的には、専門検査部門は実施計画の審査のための面談や東京電力福島第一原子力発電所事故対策室連絡会に参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映するとともに、検査にあたっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、検査官の健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させるなど柔軟に対応した。 							A	

			<ul style="list-style-type: none"> ・発災後間もない時期は廃炉作業における安全対策が確立していなかったことから設備の設計、作業方法など詳細に実施計画に規定され、慎重に安全性を審査してきた。このため、状況の変化により計画を変更した場合に、たとえ軽微な変更であっても実施計画の変更が必要となり、作業が円滑に進められていない事例が挙げられた。また、これまでの廃炉作業の蓄積を踏まえ、実施計画に規定する事項について整理が必要である。 ・実施計画と実用炉の設置許可及び施設工認の申請書本文の記載事項との比較を行い、実施計画の審査の際に原子力規制委員会として認可をすべき範囲について検討を行っている。 ・実施計画の保安措置については実施計画第三章に定められている。第1編と第2編は、それぞれ1～4号炉及び5・6号炉に係る保安措置を定めており、実用炉の保安規定の内容に相当する。第3編がその補足説明となっている。現状、保安規定相当の内容に変更が無い場合でも、補足説明に変更がある場合は実施計画の変更を要する。この状況を踏まえ、補足説明のうち必要な部分のみを実施計画の本文とする方向で検討を行っている。 	
4	令和2年度重点計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号: 4. (2)】		<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所において11回の現場調査を実施し、事故分析に必要な情報の収集等を行った。 ・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を8回開催し、原子炉格納容器からの放射性物質等の放出又は漏えい経路・箇所、原子炉建屋における水素爆発の詳細分析、原子炉冷却のために機能すべき機器の動作状況等について検討し、着実に事故分析の議論を進めることができた。 ・大学等の外部専門家等とTV会議等を利用した意見交換を積極的に行い、議論を進めることができた。 ・国際会議(NRC expert meeting, The Fourth Meeting of the Programme Review Group of the OECD/NEA ARC-F Project, DOE-NE Fukushima Expert Panel meeting等)にオンラインで参加し、海外の規制機関等に事故分析の検討状況について情報発信するとともに、内容について議論した。 ・これまでの検討内容の取りまとめ案について令和3年1月28日～2月26日の期間に意見募集を実施。意見募集の結果等も踏まえ、令和3年3月5日に中間取りまとめを取りまとめ、3月10日の令和2年度第63回原子力規制委員会に報告した。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議を3回開催し、シールドプラグの汚染状況等の事故調査の進捗を共有するとともに、1/2号機SGTS配管の撤去、2号機燃料デブリの試験的取り出し等の廃炉作業の進捗を共有し、関係機関との連携を図った。 	A
5	令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況【PDCA管理番号: 4. (3)】		<ul style="list-style-type: none"> ・地上における空間線量率測定、航空機による空間線量率測定、福島周辺海域等の海水及び海底土の放射性物質濃度測定及び環境試料中の放射性物質濃度測定等の総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを計画された頻度で実施した。また、環境放射線モニタリング結果について集約し、解析・評価を行った上で四半期ごとに「環境モニタリング結果の解析について」を報告する等、環境放射線モニタリングの結果をウェブサイト公表した。 ・福島県内のモニタリングポストについては、自治体及び委託業者と調整を行いつつ、移設、撤去及び再配置等を実施した。また、モニタリングポストの故障等(突発的な故障含む)への対応については、点検・校正時の結果を踏まえつつ、計画的に実施した。 	A
投入人員【人】		PDCA管理番号 4. (1)	32	
		PDCA管理番号 4. (2)	6	
		PDCA管理番号 4. (3)	6	
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	目標達成(A)	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため

<p>評価・分析</p>	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃炉に向けた取組の監視については、中期的リスクの低減目標マップのうち令和2年度内の主要な目標12項目全てについて進捗状況等の確認や必要な指摘を行うとともに、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップを改定した。また、実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。 ・事故の調査・分析については、現場調査や検討会等により着実に進め、令和3年3月に中間取りまとめを行うという大きな成果を挙げた。 ・放射線モニタリングについては、総合モニタリング計画に基づき陸域・海域のモニタリングを着実に進めた。 <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び分析棟の運用に遅れが出ているところ、遅れがでないよう実施状況を監視するとともに必要な助言を行うべき。
<p>今後の取組の方向性</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視</p> <p>中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針については、使用前検査、施設定期検査の運用とも整合を取る必要があるため、検査グループなどとも議論した上で決定する。 ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。 <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめ、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定し、それに基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進める。 ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信する。 ・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめにおいて認識された問題について、現在の安全規制とどのように関連しているかを精査することに資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有する。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表する。 ・福島県内のモニタリングポストについて、設置場所の管理者からの依頼を踏まえ、必要に応じてモニタリングポストの移設等を実施する。また、モニタリングポストの破損等への対応を実施する。また、福島県内のモニタリングポストの老朽化対応として、令和3年度から10年計画で主要部品等の更新を実施する。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	

令和3年度実施施策に係る政策評価書

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施					原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2020	政策評価 実施時期	2021年8月																																	
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。 					目標設定 の考え 方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2020																																		
達成すべき目標	以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。 (1)放射線防護対策の推進 (2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3)原子力災害対策指針の継続的改善 (4)危機管理体制の整備・運用 (5)放射線モニタリングの実施					担当部 局・作成 責任者名	長官官房 足立 敏通 情報システム室長、古金谷 敏之 緊急事案 対策室長 放射線防護グループ 小野 祐二 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情 報課長、富坂 隆史 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 保障措置室長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セ キュリティ担当)、宮本 久 安全規制管理(放射線規制 担当)																																		
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること																																								
施策の予算額・執行額等 (予算の状況) (百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11,805</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3,995</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16,950</td> </tr> <tr> <td>執行額(百万円)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15,738</td> </tr> </tbody> </table>								区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	当初予算(a)	-	-	-	-	11,805	補正予算(b)	-	-	-	-	3,995	繰越し等(c)	-	-	-	-	1,150	合計(a+b+c)	-	-	-	-	16,950	執行額(百万円)	-	-
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																				
当初予算(a)	-	-	-	-	11,805																																				
補正予算(b)	-	-	-	-	3,995																																				
繰越し等(c)	-	-	-	-	1,150																																				
合計(a+b+c)	-	-	-	-	16,950																																				
執行額(百万円)	-	-	-	-	15,738																																				
定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成																																	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																			
1	危機管理体制の整備・運用 (緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5. (4)】	- (-)	-	-	-	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の1つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	S																																	
		-	-	-	-	約6%																																			
2	危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5. (4)】	- (-)	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和2年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	B																																
3	放射線モニタリングの実施 (全都道府県の実施) 【PDCA管理番号:5. (5)】	- (-)	365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の実施結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A																																

定性指標	年次報告内の実績記載状況	施策の進捗状況の評価	達成
4	令和2年度重点計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 5. (1)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会総会を開催し、6件の諮問に対して答申を出す他、眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る対応状況のフォローアップ及び放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的な取りまとめを適切に行うことにより調査審議の取りまとめに貢献した。また、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。 令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和3年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議及びICRP2007年勧告の取り入れ(放射線業務従事者に対する健康診断のあり方)に係る審議に活用した。 令和4年度以降の放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する安全研究の一部として取り込み、令和4年度より実施できるよう体制整備の準備を行った。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、放射線防護に係る国際機関の最新の知見の調査・分析を進めるとともに、ICRP1990年勧告の国内法令取り入れにおける天然の放射性核種の放射線防護の在り方に関する放射線審議会基本部会の検討状況等について過去の資料等を用いて調査を進めた。調査結果を整理し、放射線審議会に報告した。さらに、令和3年度の放射線審議会で、外部の専門家から最近の国内情報等について報告が行われるよう調整した。 	A
5	令和2年度重点計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 5. (2)】	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。また、事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、年度途中には年間計画を変更して立入検査を優先的に実施する対象を選定するなどしつつ、可能な範囲で立入検査を実施した。 放射線測定の信頼性確保の義務化について、原子力規制委員会において施行規則の改正を決定し、公布した。規則改正を踏まえた関連ガイドについて被規制者から意見聴取を行った。 規制体系の改善のためのガイドの整備については、原子力規制委員会が概要及び方針の報告を受け、令和2年度は被規制者からの意見聴取を2回実施した。 放射性物質の輸送に関するIAEAの安全要件及びIRRSの指摘事項の規制への取り入れについて、意見公募、放射線審議会への諮問及び同審議会の答申を経て、原子力規制委員会において、規則等の一部改正を決定し、施行した。 他のIRRSの指摘事項である輸送検査対象物の範囲の拡張等について、ガイドの策定を進めている。 	A
6	令和2年度重点計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号: 5. (3)】	<ul style="list-style-type: none"> 地域原子力防災協議会において取りまとめられた避難計画を含む各地域の緊急時における対応の実態等を踏まえ、原子力災害対策指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討を行った。 令和元年度第75回原子力規制委員会(令和2年3月30日)において了承された緊急時活動レベル(以下「EAL」という。)の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えたEALの見直しについて、加圧水型軽水炉を対象に合計3回の緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を開催し原子力事業者との意見交換を行った。 会合の結果を踏まえ、令和元年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において(1)原子力災害対策指針、(2)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則及び(3)原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の改正案を作成し、意見募集を実施した(令和2年10月16日まで)。令和2年度第35回原子力規制委員会(令和2年10月28日)において、意見募集の結果及び規則等の改正を決定した。 EALの判断基準に係る抜本的な見直しについて、令和2年9月16日の原子力規制委員会において中長期的な課題としてとりまとめたが、具体的な対応はできなかった。 放射能測定法シリーズや原子力災害対策指針補足参考資料等に係る技術的検討事項について、環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を令和2年7月及び12月、令和3年3月に開催し、検討を行った。検討結果を踏まえ、測定法シリーズNo.7を9月に改訂した。また、緊急時における環境試料採取法の新規策定について作成を進め、大気中放射性物質測定法の新規策定の方向性の検討を進めている。 	B

7	<p>令和2年度重点計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5.(4)】</p>	<p>・令和元年度の原子力総合防災訓練の教訓を踏まえ、原子力規制庁幹部の緊急時の体制の見直し等を行い、その内容について内閣府(原子力防災)や関係省庁と連携・調整のうえ、令和2年7月27日に「原子力災害対策マニュアル」の改訂を行った。</p> <p>・上記マニュアルの改訂を踏まえ、原子力規制庁や内閣府(原子力防災)の緊急時の具体的な対応を定めた初動対応体制等の見直しを行い、令和2年10月26日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改訂した。</p> <p>・令和元年度、放射性物質の陸上輸送時の事故への対応として策定した初動対応マニュアルの実効性を確認するための訓練実施に向け、令和2年9月より検討を開始し、令和3年2月に訓練を実施した。</p> <p>・その他、検査制度の見直しに伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正への対応や、防災基本計画との整合を図るため、令和2年7月10日に「原子力規制委員会国民保護計画」を変更した。</p> <p>・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの設備整備を遅延無く適切に実施した。</p> <p>・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムについて、新型コロナウイルス感染症の対策による開発側の作業効率低下のため運用開始時期を令和2年10月10日を目途から令和2年度中へ変更し、システムの開発及び運用面の必要な調整等を行った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の対策に伴う計画変更により、年度当初は訓練機会が減少したが、内閣府(原子力防災)とも協力し、新型コロナウイルス感染症の対策を講じた訓練や研修計画を効率的に実施することにより概ね計画された訓練・研修の環境を整備した。</p> <p>・緊急時参集要員に対しては、令和元度に引き続き、各機能班等ごとの能力向上シートの作成、同シートを活用した各班員の人事評価を実施し、従事する職員の方量管理体制を強化できた。</p> <p>・放射性物質の拡散シミュレーションを活用し、運用上の介入レベル(OIL)の判定等、オフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断する能力を養成するための図上演習を令和2年度に実施したところであり、令和3年度以降、放射線防護企画課がオンサイト担当部局を含む関係課室や関係機関と連携し、高度な意思決定能力を養成するための訓練を検討し、実施する。</p> <p>・緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置のうち、判断を要する事項及び検討を要する課題を整理し、内閣府原子力防災担当等との定例の勉強会の枠組みを活用して検討を行った。</p> <p>・事故事象の進展が遅い場合に想定される防護措置の継続・切替・解除等について、今後公開の検討チームにおいて検討する方針とした。</p> <p>・第5回訓練シナリオ開発ワーキンググループ(令和2年6月18日)において、令和元年度に実施した訓練結果を踏まえた令和2年度訓練実施方針について検討を行い、その方針について同年7月28日に開催した原子力事業者防災訓練報告会において報告があった。</p> <p>・報告があった実施方針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部実施が遅れていた8原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、8原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。また、これらの訓練成果を踏まえて、令和2年度訓練実施方針に基づく訓練シナリオを作成した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当該訓練シナリオを用いた訓練は、令和3年度に実施予定。</p> <p>・原子力災害対策中央連絡会議については、令和2年11月19日及び令和3年3月23日に開催し、原子力事業者における原子力発電所内の医療体制の整備等の取組について関係省庁と情報共有を行った。</p> <p>・原子力災害対策地域連絡会議については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催できなかった。</p> <p>・現行の「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、令和3年度は前回の見直しから3年を迎えることから、前回改正の際に新規に指定した基幹高度被ばく医療支援センターの役割の明確化等の見直しに関する論点を整理し、今後の検討の進め方等の原案作成を行った。また、関係自治体に対しては原子力災害拠点病院の指定や運用に際し課題と考えていることなどについて、見直し作業の基礎資料となる質問調査を、基幹高度被ばく医療支援センターに対しては事業者責任者等へのヒアリングを実施し、原子力災害医療に関する課題の洗い出しを行った。得られた結果等を踏まえ、年度内には見直しの方向性について検討した。</p>	B
8	<p>令和2年度重点計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況 【PDCA管理番号:5.(5)】</p>	<p>・原子力関係施設の周辺における放射線監視を持続するため、関係道府県と調整し優先度の高い整備案件を精査し、各道府県(立地16道府県、隣接8府県)に対して適切な放射線監視等交付金の配分を行った。</p> <p>・国が設置しているモニタリングポストについては、24時間体制で稼働状況の監視を行った。異常値等が発生した場合には現地調査を行い適切に措置した。</p> <p>・緊急時における放射線モニタリング体制については、緊急時モニタリングセンター(以下「EMC」と言う。)及び原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)に所属する参集要員に対してモニタリング実務研修、EMCに係る訓練及び机上訓練等の研修を実施することで要員の能力向上を図るとともに、体制の強化や必要に応じた見直しを行った。また、各地方の運営について、体制や役割を明確化した。</p>	A

投入人員【人】	PDCA管理番号 5. (1)	10		
	PDCA管理番号 5. (2)	25		
	PDCA管理番号 5. (3)	13		
	PDCA管理番号 5. (4)	77		
	PDCA管理番号 5. (5)	31		
目標達成度合いの測定結果	各行政機関 共通区分	相当程度進展あり (B)	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析	<p>以下のように、各種の取組が施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策については、放射線審議会において、6件の諮問への答申が出されたほか、放射線業務従事者に対する健康診断に係る中間的取りまとめが行われた。また、天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、調査、検討を進めた。さらに、放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施した。 放射性同位元素等規制法に係る規制については、審査及び立入検査を着実に実施するとともに、放射線測定の信頼性確保の義務化、規制体系の改善のためのガイドの整備等の継続的改善を進めた。 原子力災害対策指針については、特定重大事故等対処施設等を考慮したEAL(緊急時活動レベル)の見直しのための改正を行うなど、継続的な改善を進めた。 危機管理体制の整備・運用については、職員の訓練・研修は、目標どおりないし目標を上回って実施できた。また、危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化、放射線モニタリング情報共有・公表システムの新システムの整備を行った。さらに、原子力総合防災訓練から得た教訓事項等を踏まえて、原子力災害対策マニュアル、原子力災害対策初動対応マニュアルを改訂した。 放射線モニタリングについては、環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。 <p>ただし、原子力事業者防災訓練の実施(目標:39の全事業所、実績:38事業所)については定量目標を達成できなかった。EAL(緊急時活動レベル)の判断基準に係る抜本的な見直しについては中長期的な課題として取りまとめたものの具体的な対応はできず、また、原子力災害対策地域連絡会議については新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。</p> <p>なお、以下の点について、今後の課題として考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年2月13日の福島県沖地震の際の緊急時対応について、各機能班の動きや相互の連携等に課題が見られ、今後検証して改善していく必要がある。 			
	<p>放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、「放射線防護の基本的考え方-放射線審議会における対応-」へのクリアランスに係る記載の追加や新しいICRP勧告の反映を行う。また、放射線審議会の関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を共有することにより、関係省庁との連携を適切に実施していく。 令和3年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和2年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。 放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する安全研究の一部として取り込み、令和4年度より実施できるよう体制整備を進める。 岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について、放射線審議会の審議結果を踏まえて更に検討を進める。 			
	<p>放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。 審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。 IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、ガイドの整備等引き続き必要な対策を進める。 			
	<p>原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。 モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等について順次取り組む。 令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)について、検討を進める。 			

<p>今後の取組の方向性</p>	<p>危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの構築に係る計画・企画の策定及び仕様書案作成のための調査準備に係る事業を確実に実施する。 ・緊急時対策支援システムは、現行システムを適切に維持・管理すると共に、原子力事業者側設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。 ・緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置を判断するための能力を養成する図上演習を引き続き実施するとともに、研修訓練の更なる充実について検討する。 ・緊急時にオフサイトにおいて講じるべき防護措置のうち、判断を要する事項及び検討を要する課題について、引き続き検討を行う。 ・事故事象の進展が遅い場合に想定される防護措置の継続・切替え・解除等について、問題点と検討の方向性を整理し、今後の検討チームにおける議論に備える。 ・検討により得られた結果等を踏まえ、必要に応じて「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正を行う。 ・各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持向上させるため、今後策定される「緊急時対応に係る訓練基本方針」を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示す。各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化させる。緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行う。さらに、オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施する。 ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。 ・令和3年度も引き続き、原子力事業者防災訓練について、令和2年度の評価結果、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。 ・令和3年度も引き続き、発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和2年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、訓練を実施する。 ・令和3年度も引き続き、原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。 <hr/> <p>放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設等の周辺における平常時モニタリングについて、立地及び隣接道府県が「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」及び「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づいた放射線監視体制を維持し必要な調査を実施するために放射線監視等交付金を適切に交付する。特に、平常時放射線監視体制に用いている経年劣化した放射線測定器更新等の充実強化に関する課題に適時対応するために必要な費用を交付する。国が全国に設置しているモニタリングポストについては、稼働状況の調査を行う。 ・核燃料施設に係る平常時モニタリング及び冷却告示対象施設に係る緊急時モニタリングについては、環境放射線モニタリング技術検討チームにおける議論、各種防災訓練等で抽出された課題等を踏まえ、制度改正等に順次取り組む。 ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの運用の開始に伴い、適切な運用ができるように必要な調整等を実施していく。 ・自治体からの要望や5.(5)の机上訓練の内容も踏まえ、訓練の高度化を検討する。 ・内閣府が設置した地域原子力防災協議会において取りまとめる「各地域の緊急時対応」について、内閣府、その他関係機関と連携し緊急時モニタリングに係る部分の作成又は更新を行う。また、各地域のEMCにおいて、引き続きの実情に応じた対応等を自治体等と調整し役割等の明確化を進める。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	